株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行う株券等の買付け等及び公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う株券等の買付け等であって当該買付け等に係る買付け等の価格が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回る等の要件を満たすものを加えることとする等の規定の整備を行うこととした。（第七条第一項、第一二条関係）

(2)　買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合は、当該買付け等により増加する株券等所有割合が一、〇〇〇分の五未満である場合（当該買付け等を行う日前六月間に買付け等（公開買付けによる買付け等及び適用除外買付け等を除く。）を行っている場合を除く。）とすることとした。（第七条第三項関係）

㈡　形式的特別関係者の範囲の見直し

形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員を除外することとした。（第九条関係）

㈢　公開買付手続の柔軟化

(1)　公開買付けに係る買付け等の価格の引き下げを行うことができる対象者の行為として、剰余金の配当又は金銭の分配を加えることとする等の規定の整備を行うこととした。（第一三条第一項関係）

(2)　公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除を行うことができる事情が生じた場合で、金融庁長官の承認を得たときは、当該承認に係る期間、公開買付期間を延長することができることとした。当該承認の権限について金融庁長官から財務局長等への委任に関する規定の整備を行うこととした。（第一三条第二項、第四〇条関係）

2　大量保有報告制度の見直しに関する規定の整備

㈠　現金による決済が予定されているデリバティブ取引に関する規定の整備

現金による決済が予定されているデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者に該当することとなるための目的を、デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的、発行者に対してデリバティブ取引に係る権利を有することを示して重要提案行為等を行う目的、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的とすることとした。（第一四条の六関係）

㈡　企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

(1)　共同保有者に該当しないための要件である「個別の権利の行使ごとの合意」は、発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であって、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとすることとした。（第一四条の六の三関係）

(2)　重要提案行為等に該当することとなる提案事項として、支配人等の選任又は解任及び支店等の設置、変更又は廃止を削り、特定の者の役員への選任を加える等の規定の整備を行うこととした。（第一四条の八の二関係）

㈢　みなし共同保有者の範囲の見直し

共同保有者とみなされる関係から、夫婦の関係を除外することとした。（第一四条の七関係）

㈣　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の整理（第二条及び第三条関係）

金融商品取引法第一九七条の二第二項が新設されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一五条、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第五条、特定複合観光施設区域整備法施行令第七条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行することとした。

◇港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四八号）（国土交通省）

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二二日とすることとした。

◇港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（国土交通省）

一　港湾法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が港湾法第五二条第一項の規定による港湾工事又は同法第五二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（第一六条の二、第一六条の三、第一六条の五及び第一六条の六関係）

2　国土交通大臣が港湾法第五二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行うことができる港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とすることとした。（第一六条の四関係）

二　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係

国土交通大臣が沖縄振興特別措置法第一〇〇条第一項の規定による港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（第三五条第三項及び第四項関係）

三　施行期日

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二二日）から施行することとした。

◇北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令（政令第二五〇号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第一項の規定による港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二二日）から施行することとした。

◇航空法施行令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（国土交通省）

1　佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機に係る飛行計画の通報等に係る国土交通大臣の権限を防衛大臣に委任することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年七月九日から施行することとした。

◇栄養士法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（厚生労働省）

1　栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定の申請、内容変更の承認の申請、前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出、名称等の変更の届出並びに廃止等の届出に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

受給権者の所得により二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金の支給を停止する場合の所得基準額を改定することとした。（第一条関係）